

お知らせ

## 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 健康課 73-3014  
 県後期高齢者医療広域連合事務局 087-811-1866

入院などにより、医療費が高額になりそうときは、事前に申請して「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で保険証と一緒に提示すれば、自己負担限度額までの金額で支払いを済ませることが出来ます。健康課または各支所で申請してください。

※自己負担額は、世帯の所得状況などにより異なります。

※入院時の食事代も軽減になる場合があります。

後期高齢者医療制度では、すでに認定証をお持ちの人で、8月1日(月)以降も引き続き交付対象の人には、新たな認定証を7月下旬に郵送しています。

**住民税が非課税世帯(区分Ⅰ・区分Ⅱ)**  
 「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、窓口負担の限度額適用や入院時の食費などの軽減を受けることができます。

また、区分Ⅱの人で新たに91日以上入院がある場合は、食費の軽減を受けるために保険証、現在の認定証、入院日数を確認できる領収書な

### 限度額適用(標準負担額減額認定証) 認定証の交付

くらし

## 福祉課からのお知らせ

▶問い合わせ 福祉課 73-3015

身体または精神に重度の障がいを持っている人に手当を支給します

### ●特別障害者手当 支給資格者



政令で定める、著しく重度の障がい、重度の障がい、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅で生活している人

**支給できない場合**

- ・障害者支援施設や養護老人ホームなどに入所したとき
- ・病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院したとき

手当月額(令和4年4月現在)  
 27,300円

### ●障害児福祉手当 支給資格

政令で定める、著しく重度の障がい、有し、日常生活において常時介護を必要とする、20歳未満の在宅で生活している人

**支給できない場合**

- ・障がいを支給事由とする公的年金を受給しているとき
- ・障がい児入所施設などに入所したとき

手当月額(令和4年4月現在)  
 14,850円

### ●特別児童扶養手当 支給資格者

身体または精神に、重度または中度以上の障がいを持つ20歳未満の子どもを監護・養育している父もしくは母、または養育者

### 支給できない場合

- ・児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住んでいないとき
- ・児童が障がい支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき

### 【初めて手当を受けるには】

必要書類を添付して、認定請求書を福祉課へ提出してください。

**【所得状況届について】**  
 手当の受給者には、8月初めに所得状況届などの関係書類を送付します。8月31日(水)までに、福祉課または各支所へ提出してください。

### 福祉年金を支給します

#### 対象者

- ・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、県発行の特定医療費(指定難病)受給者証を持っている人
- ・7月1日時点で1年以上、市内に住所がある人
- ※転入転出、死亡などにより支給に制限があります。

**支給額**  
 8,000円~14,000円(年額)

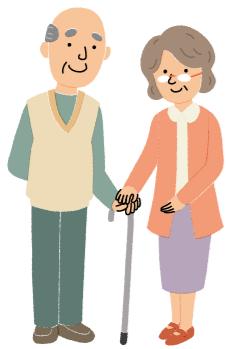
・障がいなどの種類や程度または年齢により、支給額が異なります。

どをお持ちの上、再度申請をする必要があります。

**住民税課税所得145万円以上690万円未満(現役・現役Ⅱ)**  
 住民税課税所得145万円以上690万円未満の被保険者および同一世帯に属する被保険者の人は、「限度額適用認定証」が交付され、窓口負担の限度額適用を受けることができます。

### 【手続きに必要なもの】

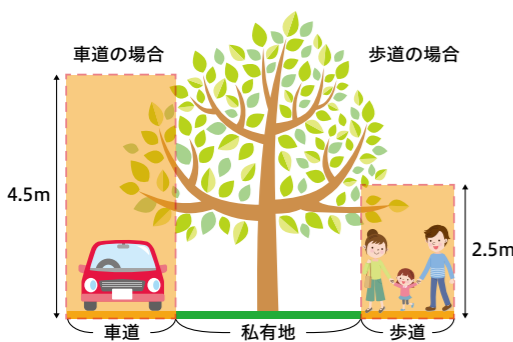
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの
- ・運転免許証など本人確認ができるもの
- ※本人または世帯員が令和4年1月1日に市内に在住していなかった場合、その人の今年度の住民税・課税所得証明書(または非課税証明書)が必要となる場合があります。



くらし

## 道路上に張り出している樹木などの伐採をお願いします

▶問い合わせ 建設港湾課 73-3043



道路を安全に利用していただくために、次のような状況が見られる土地の所有者は、樹木などの伐採・剪定をお願いします

- ・道路、歩道へ樹木などが張り出している。
- ・枯れ木、折れ木などにより通行の妨げになる恐れがある。
- ※民地内の樹木の所有権は、その土地の所有者にあります。道路にはみ出した樹木などが原因で事故が発生した場合は、土地所有者が管理責任を問われることもあります。

※作業は、歩行者や通行車両などの安全を十分確保し、樹木やしご、脚立などからの転落には十分ご注意ください。

・65歳以上の人は支給額の半額を支給します。

### 申請方法

福祉課または各支所で、次の書類を持参の上、申請してください。

令和3年7月2日から  
 令和4年7月1日の間に

- 新規に手帳を取得した人
- 手帳の等級が変わった人
- すでに特定医療費(指定難病)受給者証により福祉年金を受給している人
- ・市から送付した申請書
- ・各手帳、受給者証
- ・振込先の口座が分かるもの(通帳・キャッシュカードなど)

### ●新規に特定医療費(指定難病)受給者証を取得した人で、まだ申請していない人

受給者証  
 ・振込先の口座が分かるもの(通帳・キャッシュカードなど)  
 ※すでに福祉年金を受給している人が、障がい者(児)および指定難病でなくなったときや、振込先口座を変更するときは届け出が必要です。  
 ※障害者支援施設や老人ホームなどの入所者(措置入所は除く)も支給対象となります。

### 支給方法

12月中旬に指定の口座に振り込みます。